

岩手県告示第329号

景観保全型広告整備地区の指定（平成13年岩手県告示第69号）で指定した屋外広告物条例（昭和46年岩手県条例第44号。以下「条例」という。）第16条の3第1項の規定に基づく景観保全型広告整備地区を次のとおり変更する。

平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 変更に係る景観保全型広告整備地区の名称 平泉周辺地域景観保全型広告整備地区
- 2 変更年月日 平成22年4月1日
- 3 変更後の区域 景観形成重点地域の指定（平成12年岩手県告示第311号）により指定した平泉周辺景観形成重点地域のうち、条例第4条第1項各号又は第6条第1項各号に該当する地域又は場所（これらの地域又は場所のうち、平泉町の区域を除く。）
- 4 変更後の基本方針 別紙のとおり

備考 「別紙」は、省略し、岩手県県土整備部都市計画課、県南広域振興局土木部及び県南広域振興局一関総合支局土木部並びに一関市役所及び奥州市役所に備えておいて縦覧に供する。